

ロ 歯根未完成の永久歯の歯内療法実施中に、根尖部の閉鎖状態の予後観察のために行った水酸化カルシウム系糊剤等による暫間根管充填に併せて行った暫間充填	ロ 歯根未完成の永久歯の歯内療法実施中に、根尖部の閉鎖状態の予後観察のために行った水酸化カルシウム系糊剤等による暫間根管充填に併せて行った暫間充填
ハ 歯髄覆罩等を行うにあたっての軟化象牙質等の除去及び燐酸セメント又はカルボキシレートセメント等を用いた暫間充填	ハ 歯髄覆罩及び歯冠修復物の脱落時の再装着等を行うに当たっての軟化象牙質等の除去及び燐酸セメント又はカルボキシレートセメント等を用いた暫間充填
	ニ 抜歯禁忌症で義歯製作の必要上、やむを得ず行うう蝕等により生じた残根の削合

歯冠修復及び欠損補綴に係る技術料の見直し

第1 基本的な考え方

歯冠修復及び欠損補綴に関する適正な技術評価を図る観点から、歯冠修復及び欠損補綴における重要度、難易度、必要時間等に係る調査結果を踏まえ、技術の評価の見直し等を行う。

第2 具体的な内容

- 1 現行の歯科診療報酬で築造体の製作料に包括評価されている支台築造製作に係る印象採得の技術料については、平成17年に日本歯科医学会が実施した「歯科診療行為のタイムスタディー調査」の結果において、比較的長時間を要することや印象採得の技術が最終的に精度の高い築造体の製作に寄与することが指摘されていることから、支台築造（メタルコア）における印象採得に係る技術の評価を新設する。

(新) 支台築造印象 ○○○点（1 歯につき）

[算定要件]

- 1 支台築造の製作にあたって、根管を拡大しポスト孔の形成を行い、印象採得を行った場合に算定する
- 2 保険医療材料料に係る費用は含まれるものとする

- 2 現行の歯科診療報酬では、歯冠形成の後、歯冠修復物を装着するまでの間に、当該歯の保護並びに歯周組織の保護等のために装着されるテンポラリークラウンについては、歯冠修復の技術料に包括評価されているが、平成17年に日本歯科医学会が実施した「歯科診療行為のタイムスタディー調査」の結果において、製作に比較的長時間を要することや、その技術や製作物が最終的に精度の高い歯冠修復物の製作に寄与することが指摘されていることから、テンポラリークラウン（仮称）に係る技術の評価を新設する。

(新) テンポラリークラウン（仮称） ○○○点（1 歯につき）

[算定要件]

- 1 前歯部において、前装鋳造冠又はジャケット冠、硬質レジンジャケット冠に係る歯冠形成を行った場合に1 歯につき1 回に限り算定できる
- 2 前装鋳造冠又はジャケット冠、硬質レジンジャケット冠を装着するまでの修理等の費用は、所定点数に含まれ、別に算定できない
- 3 テンポラリークラウンの製作及び装着に係る保険医療材料等一連の費用は所定点数に含まれ、別に算定できない

- 3 歯冠修復及び欠損補綴における重要度、難易度、必要時間等に係る調査結果を踏まえ、技術の評価の見直し等を行う。

(1) 前装鋳造冠の評価の引下げ

現 行	改正案
【前装鋳造冠】（1 歯につき） 1 2 0 0 点	【前装鋳造冠】（1 歯につき） ○○○点

(2) ポンティック（ダミー）及び前装鋳造冠ポンティック（ダミー）の評価の引き下げ並びに金属裏装ポンティック（ダミー）の評価の新設

現 行	改正案
【ポンティック（ダミー）】（1 歯につき） 4 2 8 点 ・前装鋳造ポンティック（ダミー）について、所定点数に7 7 2 点を加算する	【ポンティック（ダミー）】（1 歯につき） ○○○点 ・前装鋳造ポンティック（ダミー）について、所定点数に○○○点を加算する ・ <u>金属裏装ポンティック（ダミー）について、所定点数に○○○点を加算する</u>

(3) 有床義歯の評価の引上げ

現 行	改正案
【有床義歯】 1 局部義歯（1 床につき） イ 1 歯から4 歯まで 5 2 5 点 ロ 5 歯から8 歯まで 6 5 0 点	【有床義歯】 1 局部義歯（1 床につき） イ 1 歯から4 歯まで ○○○点 ロ 5 歯から8 歯まで ○○○点

(5) 乳歯・難抜歯・埋伏歯の抜歯に係る評価の引き上げ

現 行	改正案
【抜歯手術】（1 歯につき） 乳歯 1 2 0 点 難抜歯 4 6 0 点 埋伏歯 1 0 0 0 点	【抜歯手術】（1 歯につき） 乳歯 ○○○点 難抜歯 ○○○点 埋伏歯 ○○○点

(6) 歯根嚢胞摘出術に係る評価の引き上げ

現 行	改正案
【歯根嚢胞摘出手術】 歯冠大のもの 7 7 0 点 拇指頭大のもの 1 3 0 0 点	【歯根嚢胞摘出手術】（1 歯につき） 歯冠大のもの ○○○点 拇指頭大のもの ○○○点

(7) 歯根端切除手術に係る評価の引き上げ

現 行	改正案
【歯根端切除手術】（1 歯につき） 1 3 0 0 点	【歯根端切除手術】（1 歯につき） ○○○点

(8) 現行の同一手術野等における複数手術について、所定点数の100分の50により評価する手術

現 行	改正案
	・歯根端切除手術及び歯根嚢胞摘出術 ・歯根端切除手術及び顎骨腫瘍摘出術（顎骨嚢胞（歯根嚢胞を除く。）に限る。）

- 2 歯科診療報酬体系の簡素化を図る観点から、一つの治療技術として定着している関連性・共通性の高い技術である充填、エナメルエッチング法・エナメルボンディング法及び充填物の研磨については、充填及び窩洞形成の評価を引き上げ、エナメルエッチング法、エナメルボンディング法及び充填物の研磨の評価を廃止した上で、一体的に再評価を行う。

(1) E E＋E B加算、充填、研磨の総合的評価

現 行	改正案
【歯冠形成】（1 歯につき） 窩洞形成 ・単純なもの 4 4 点 ・複雑なもの 6 8 点 【充填】（1 歯につき） 1 単純なもの 5 2 点 2 複雑なもの 1 0 0 点 注 エナメルエッチング法及びエナメルボンディング法を行った場合は、所定点数に1 歯につき4 3 点を加算する。ただし、保険医療材料料を含むものとする。 【充填物の研磨】（1 歯につき） 1 4 点	【歯冠形成】（1 歯につき） 窩洞形成 ・単純なもの ○○○点 ・複雑なもの ○○○点 【充填】（1 歯につき） 1 単純なもの ○○○点 2 複雑なもの ○○○点 注 エナメルエッチング法及びエナメルボンディング法を行った場合の費用を含む。 【充填物の研磨】（1 歯につき） <u>廃止</u>